

# 川崎市公害病被認定者空気清浄機支給要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、公害病認定疾病による障害の程度が著しいと認められる公害病被認定者に対し、予算の範囲内において空気清浄機を支給し、もって公害病被認定者の健康の回復及び増進を図ることを目的とする。

## (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に定める用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公害病被認定者 公害健康被害の補償等に関する法律(昭和48年法律第111号。以下「法」という。)に基づき市長が認定した者(法第4条第6項ただし書に該当した者、法第7条の規定による有効期間が満了した者及び法第9条の規定により認定を取り消されている者を除く。以下「被認定者」という。)とする。
- (2) 空気清浄機 化学的処理等により浮遊粉じん・硫黄酸化物・窒素酸化物等を除去し、空気を清浄する装置をいう。

## (空気清浄機の手配を受ける者)

第3条 この要綱により空気清浄機の手配を受ける者は、次の各号に該当する被認定者とする。ただし、同一家屋内に、すでにこの要綱による空気清浄機の手配を受けた者がいる場合は除く。

- (1) 在宅療養者(一時的な治療のための入院は在宅とみなす。)であること。
- (2) 法第25条による障害補償費又は法第39条による児童補償手当の補償給付の障害の程度が特級又は1級に該当するものであること。

## (支給の申請)

第4条 この要綱により空気清浄機の手配を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、川崎市公害病被認定者空気清浄機支給申請書(第1号様式)により申請しなければならない。

2 前項の申請書には、支給を希望する空気清浄機の見積書・仕様書・カタログその他市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

## (支給の可否の決定)

第5条 市長は、前条の規定により申請を受理したときは、その内容を審査し、速やかに支給の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により支給の可否を決定したときは、川崎市公害病被認定者空気清浄機支給決定通知書(第2号様式)により申請者あて通知するものとする。

## (空気清浄機の維持管理)

第6条 空気清浄機の維持管理等に要する費用は、申請者が負担するものとする。

## (滅失等の届出)

第7条 この要綱により支給を受けた空気清浄機が、災害その他の理由によりその全部又は一部が滅失し又はき損したときは、速やかにその旨を市長に届けなければならない。

## (空気清浄機の返還)

第8条 この要綱により空気清浄機の手配を受けた者が第3条の要件に該当しなくなったときは、

市長はその者から当該空気清浄機を返還させることができる。

(処分の制限等)

第9条 この要綱により支給を受けた空気清浄機は、支給の目的に反して不正に使用し、譲渡し、交換し、貸し付けし、又は担保に供してはならない。

(委任)

第10条 この要綱の施行について必要な事項は、健康福祉局長が定める。

附 則

この要綱は、昭和50年3月4日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和63年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

第 1 号様式

平成 年 月 日

川 崎 市 長

申請者

住所

氏名

印

認定番号（川崎 -

）

### 川崎市公害病被認定者空気清浄機支給申請書

空気清浄機の手給を受けたく、川崎市公害病被認定者空気清浄機支給要綱第 4 条に基づき申請  
します。

設置場所

第2号様式

川健環第 号  
平成 年 月 日

様  
認定番号（川崎 - ）

川崎市長

### 川崎市公害病被認定者空気清浄機支給決定通知

平成 年 月 日に申請のありました空気清浄機については、次の条件をつけて支給します。

- 1 空気清浄機は、支給の目的に反して使用し又は処分しないでください。
- 2 支給を受けた者は部品交換、維持管理等に要する費用を負担していただきます。
- 3 川崎市公害病被認定者空気清浄機支給要綱第3条に規定する要件に該当しなくなった時又は支給を受けた者が死亡した場合は、空気清浄機を返還していただきます。
- 4 その他川崎市公害病被認定者空気清浄機支給要綱の規定に従ってください。